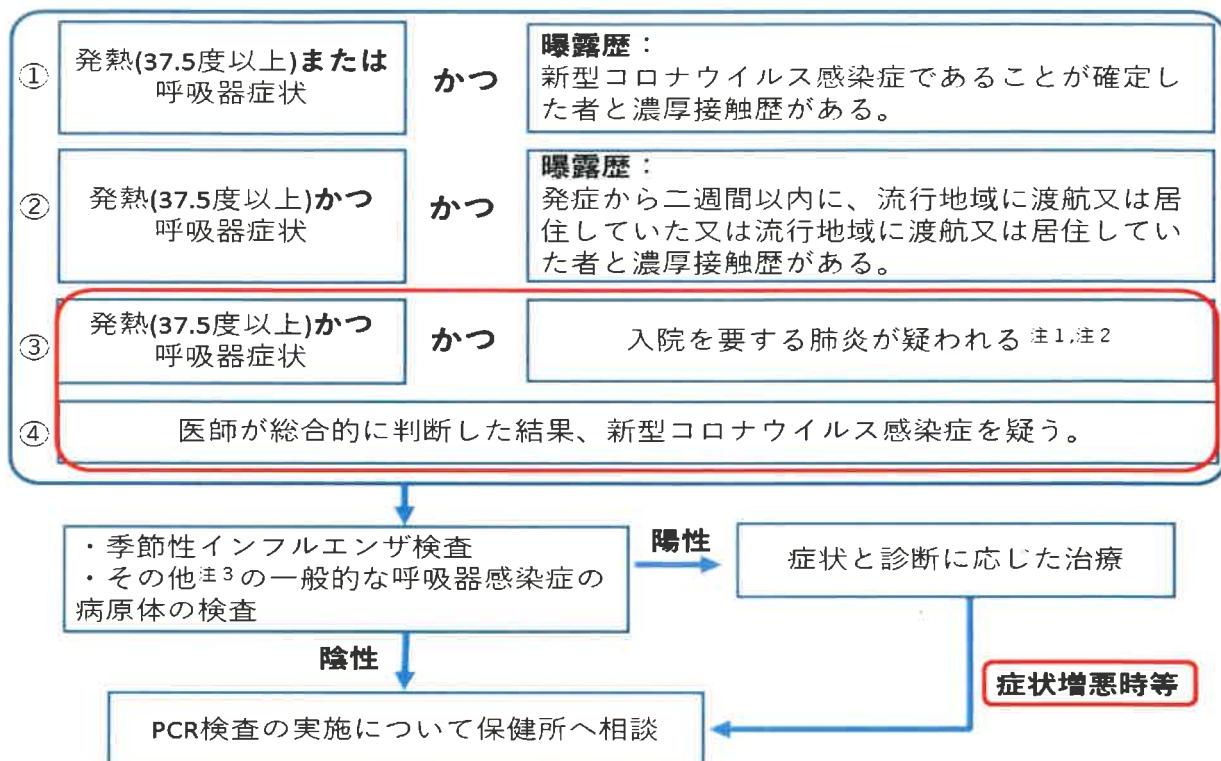


<参考>

○検査の流れ



注 1. 従前の集中治療その他これに準ずるものに限らず、入院を要する肺炎が疑われる者を対象とする。

注 2. 特に高齢者又は基礎疾患がある者については積極的に考慮する。

注 3. 病状に応じて、早期に結果の出る迅速検査等の結果を踏まえ、培養検査など結果判明までに時間がかかるものについては、結果が出る前でも保健所へ相談する。

※赤枠は新規変更点

○別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」における新型コロナウイルス感染症に関する部分

○「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和 2 年 2 月 7 日健感発第 0207 第 1 号）